

答弁書第四号

内閣参質第四号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員中川以良君提出産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員中川以良君提出産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問に対する答弁書

遊休物資の急速な活用を図るため、國權を以て國の機關に買上げ、しかも相当長期に亘り流通性を禁じた登録國債を以て対価を決済したことは、當時の情勢にかんがみ真に已むを得ない措置とはいへず酷に失するおそれもあるので、当初より早期償還すべく検討を重ね、更にその後の經濟情勢の変化に伴い、關係各省とも努力の結果、國の一般的な債務償還の一端として、本年五月一日より過剩物資の対価たる登録國債の償還が開始され、十一月末現在において國債登録簿の登録済額は、約八億九千七百万円であり、うち約六億七千貳百万円に及ぶ過剩物資關係の登録國債は、約五億參千壹百万円の償還を終り、未償還額は、約壹億四千壹百万円を余すのみである。

今後の償還予定については、未償還の過剩物資關係の登録國債を優先させ、年内約貳億八千万円の財源の見通しもあるので、できる限り早期償還の実現を図るよう目下配慮中である。

不正保有物資關係の登録國債についてもまた本年度中に償還すべく極力努力中である。

以上の民間保有物資を産業復興公団において買収する場合に交付する國債については、利子も附される事になつており、かつ、その償還も現に行われつつあるのであるから、法人税及び所得税の課税標準の算定にあつて、特にしんしやくする必要はないと考える。